## 史跡橘樹官衙遺跡群仮設トイレ賃貸借仕様書

### 1 目 的

この仕様書は川崎市が発注する史跡橘樹官衙遺跡群仮設トイレ設置における設計、施工等に関する基本的な事項について定め、その品質・性能等を確保することを目的とする。

### 2 敷地の基本条件

対象敷地の基本条件は以下による。

·計画地:川崎市高津区千年字蟻山482-1 (史跡橘樹官衙遺跡群指定地)

敷地の面積: 184 m²

·用途地域:第一種低層住居専用地域

・建ペい率:50%・容積率:80%

· 高度地区:第1種高度地区

• 史跡橘樹官衙遺跡群史跡指定地

### 3 賃貸借契約内容

工事施工、各種手続きを一括して行うものとする。

# ア 賃貸借物件

- ・仮設トイレ設置、設置に係る事前準備工及び電気・給排水等の附帯工事を含む工事範囲。
- イ 建築確認申請等の手続き
  - ・関係法令、条例に基づく関係部署との調整を含む。
  - ・各種届出、申請業務及び許可書取得業務を含むものとする(申請費用含む)。

#### 4 業務スケジュール等

業務スケジュールは以下のとおりとする。

- •申請着手:契約日以降
- ・工事着手:令和7年10月中旬
- ・完成日:令和7年11月30日(各種検査含む)
- ・引渡し日:令和7年12月1日
- ・賃貸借期間:令和7年12月1日から令和13年3月31日まで(76か月)

### 5 業務内容

(1) 仮設トイレの条件

ア 男女兼用ユニットトイレ

・男子トイレ:小便器1基、洋式便器1基

・女子トイレ:洋式便器2基

・共通:鏡付き洗面台

イ 仮設トイレに設置する機能等

- ・簡単に開かない施錠機能(出入口、個室)
- ・衣類等を掛けるフック若しくは荷物置き場設備
- ・入口部の目隠し設置及び入口が目立たないような配置の工夫

- ・男性用・女性用の分かりやすい表示
- 照明設備
- ・水洗トイレ

# ウ その他の条件

- ・新品での提供とする。
- ・小便器・洋便器は TOTO 製とする (同等品可)。
- ・鉄骨は JIS 規格、外壁・屋根は不燃材認定された構造とする。
- ・建築確認申請に適合する構造であること。
- ・建築確認申請及び基礎工事、給排水のための上下水道への接続、照明・喚起等のための電 気配線への接続工事を含む。
- ・国土交通省が定めた、快適トレイに認定されているものであること。
- ・内壁・床は防水加工され、水洗い等、維持管理が容易な構造であること。
- 移設が容易であること。
- ・その他、以下の構造を有するもの(同等品可)。

構造・性能・機能	男女兼用トイレ
幅(mm)	5, 700
奥行(mm)	2, 300
全高(mm)	2, 650
構造	軽量角型鋼管溶接、折り畳
	み部ピン及びボトル接合
屋根	長尺カラー鋼板断熱パネル
天 井	天井耐水化粧合板
壁パネル	内外面共カラー鋼板
床板	耐水塗装合板
換気扇	有
照明器具	LED
電源コンセント	有

※目隠し部除く

# 6 史跡保護及びその他

史跡橘樹官衙遺跡群指定地内に仮設トイレの設置及び附帯工事の作業を実施することから、作業時は史跡に影響が及ばないよう細心の注意を払うとともに、以下の措置を講ずる。

- ・計画地は国史跡指定地であることから、掘削を伴う工事等を行う場合は、教育委員会事務 局文化財課専門職員の立会の上で実施する。
- ・作業上足場等を設置する場合は、十分な養生を行い、史跡に影響が及ばないよう措置を講 ずる。
- ・その他、設置にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・業務遂行上、必要が生じた事項等については、教育委員会事務局文化財課と協議を行った 上、速やかに実施する。